

八 丈 町 商 工 会

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助にかかる事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第 2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

八丈町商工会（以下「商工会」という。）は、商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づき、昭和 45 年 7 月に設立された法人であり、地区内における商工業の総合的な改善、発達を図ることなどを目的に、主として次の事業を行っている。

ア 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供

イ 商工業に関する講習会・展示会等の開催

ウ 商工業に関する調査研究

(2) 都との関係

都は、商工会に対し、東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、表 1 のとおり、補助金を交付している。

(表 1) 商工会に対する都補助金

(単位：千円)

補 助 事 業 名	平成 16 年度	平成 17 年度
東京都小規模事業経営支援事業	27,493	27,493

2 組織

商工会は、事務所を八丈町大賀郷 2551 番 2 に置き、会員 440 名で組織され、役員 30 名（会長 1 名、副会長 2 名、理事 25 名、監事 2 名）（全員非常勤）及び職員 5 名で構成されている。

第 3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成 16 年度及び平成 17 年度の補助事業について実施した。

2 実地監査場所及び期間

(1) 産業労働局 平成 18 年 6 月 8 日

(2) 商 工 会 平成 18 年 6 月 22 日

第4 監査の結果

1 事業実績について

平成16年度及び平成17年度における補助事業の実績は、表2のとおりであり、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表2) 小規模事業経営支援事業補助実績

(単位：人、件、千円)

年 度	補助対象職員設置数			人 件 費 補 助 金	指 導 実 績 等				事 業 費 補 助 金
	経営指 導員等	補 助 員	記帳専 任職員		巡回・窓口 指 導 等	講習会 等開催	金 融 幹 旋	記帳指導	
平成16年度	2	1	1	17,825	1,209	15	50	612	9,667
平成17年度	2	1	1	17,825	1,225	17	52	613	9,667

(注) 1 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の商工業者をいう。

(注) 2 事業費補助金には、事務局長設置費(指導環境推進費)を含む。